

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	訪問購入に係る規制内容の整備
担当部局	消費者庁取引対策課 電話番号: 03-3507-9213 e-mail: emi.kaneko@caa.go.jp
評価実施時期	平成24年12月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(規制の目的・必要性) 昨今、自宅に押しかけた事業者に貴金属等を強引に買い取られるといった被害が増えるなか(平成22年度2,424件→平成23年度4,142件(※))、新たに「訪問購入」に係る規制を盛り込む「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第59号)が8月に公布された。 同法による改正後の特定商取引に関する法律(以下「法」という。)による規制の対象とする必要性がないと認められる物品及び取引態様については、政令において適用除外等の措置を講ずる。また、法第58条の10において、売主たる消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実なことを告げてはならないと規定されているが、購入事業者以外の者が重要事項について不実なことを告げた場合、その告げた者に対しても強制力に基づく報告徴収等ができるよう、政令において当該告げた者を新たに法第66条第2項の密接関係者に位置付ける。加えて、法第58条の11の2において、訪問購入業者が消費者から購入した物品を別の第三者に引き渡すときに、その第三者に対して、当該物品の契約関係についての通知義務が規定されているが、この規定の実効性を担保するため、当該第三者に対しても強制力に基づく報告徴収等ができるよう、政令において当該第三者を新たに法第66条第2項の密接関係者に位置付ける。 (※)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)での相談件数</p> <p>(規制の内容) ① 規制の対象としない物品を定める(法第58条の4関係) 以下要件のいずれかを満たす物品について、法の規制の対象としない物品として政令で定める。 ・ 消費者の利益を損なうおそれがないと認められる物品 上記法定要件を満たすものとして、「家電(携行が容易なものを除く。)」及び「家具」を定めることとする。これは、現在深刻な消費者被害がなく、かつ、消費者がほぼ毎日使用に供していることから、消費者の売却の意思が確定的でないまま契約を締結してしまうおそれがなく、物品の性質上消費者被害が今後発生するおそれが低いと考えられるためである。 ・ 法の適用を受けることとされた場合に流通が著しく害されるおそれがあると認められる物品 上記法定要件を満たすものとして、「自動車(2輪のものを除く。）」、「書籍並びにCD、DVD及びゲームソフト類」及び「有価証券」を定めることとする。「自動車(2輪のものを除く。)」及び「有価証券」については、それぞれ道路運送車両法(昭和26年法律第185号)、商法(明治32年法律第48号)において、流通円滑化に資する制度が設けられており、これら物品にクーリング・オフ等の規制を課した場合、それぞれの法律で確保されている第三者の取引安定性が阻害されることとなり、同制度の趣旨が著しく損なわれてしまうと見える。また、「書籍並びにCD、DVD及びゲームソフト類」については、一度に多数の点数が買い取られるという商慣習があることから、これら物品も同様に、クーリング・オフ等の規制を課した場合、買い取りの時点で1点1点、物品の特定をせざるを得なくなり、これら物品の訪問購入取引自体が成立しなくなるといえる。</p> ② 適用除外される取引の態様を定める(法第58条の17関係) 以下要件のいずれをも満たす取引態様について、法の規制の適用除外とする取引態様として政令で定める。 ・ 営業所等以外の場所において売買契約の申し込みを受け又は売買契約を締結することが通例である取引態様 ・ 通常、訪問購入に係る売買契約の相手方(売主たる消費者)の利益を損なうおそれがないと認められる取引態様 上記法定要件を満たす取引態様として、「転居に際して行われる訪問購入」、「いわゆる御用聞き」及び「いわゆる常連取引」の3つを政令で定めることとする。「転居に際して行われる訪問購入」は、日常的に行われており、深刻な消費者被害報告はない。また、転居に向けて不要なものを処分する場合には、消費者の売却の意思が確定的でないまま契約を締結してしまうおそれなく、消費者被害が発生するおそれがないといえる。また、「いわゆる御用聞き」及び「いわゆる常連取引」は、日常的に行われており、深刻な消費者被害報告はない。あわせて、通常こうした取引を行う購入業者と消費者との間には信頼関係が成立しており、消費者保護の観点上、問題を生じるおそれが低いといえる。 ③ 報告徴収等における「密接関係者」に重要事項を告知する者及び法第58条の11の2にある第三者を追加(法第66条関係) 法第66条の主務大臣による報告徴収に関する根拠規定のうち、第2項において、政令で定める販売業者等と密接な関係を有する者(「密接関係者」)に、法の施行のために必要と認められる場合に、報告徴収ができることを規定している(直罰規定)。今回新たに導入された訪問購入規制のうち、法第58条の10において、売主たる消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実なことを告げてはならないと規定されているところ、購入事業者以外の者が重要事項について不実なことを告げた場合、その告げた者に対しても強制力に基づく報告徴収等ができるよう、政令において当該告げた者を新たに法第66条第2項の密接関係者に位置付ける。また、法第58条の11の2において、訪問購入業者が消費者から買取った物品を別の第三者に引き渡すときに、第三者に対して、当該物品の契約関係についての通知義務が規定されているところ、当該第三者についても政令において新たに法第66条第2項の密接関係者に位置付けるもの。
法令の名称・関連条項とその内容	特定商取引に関する法律施行令

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	訪問購入に係る規制内容の整備
想定される代替案	特になし。なお、代替案を検討するに当たり、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第59号)が施行された状態をベースラインとした。
規制の費用	費用の要素
(遵守費用)	規制内容①②については遵守費用は発生しない。 ③については重要事項を通知する者及び第三者は、主務大臣への報告や書類の提出が求められ、また、それらが法人である場合には事業所へ立ち入られることとなるが、これらは法の施行のために必要があると認められる場合にのみ行われるものであり、法に基づき適正に業務を営む購入業者と適正な取引を営む第三者には特段の費用は発生しない。
(行政費用)	規制内容①②については、行政機関において、規制対象としない物品について一般消費者及び訪問購入事業者等への周知費用が新たに発生するが、通常業務の範囲内で対応可能であると予想される。 ③については行政機関において、必要に応じて重要事項を通知する者及び第三者に対する報告徴収や立入検査を実施することによる業務が発生するが、現在の体制で対応できる程度と予想される。
(その他の社会的費用)	規制内容①については、「法の適用を受けることとされた場合に流通が著しく害されるおそれがあると認められる物品」として規制対象としない物品に関しては、消費者トラブルを生じるおそれがあるものの、当該物品を規制対象とした場合に当該物品の流通そのものが損なわれることにより発生する社会的損失を考慮すると、当該物品を規制の対象とするよりも規制の対象外とした方が、社会的費用の増加を防ぐことができる。 ②③については、社会的費用は発生しない。
規制の便益	便益の要素
	訪問購入をめぐる消費者トラブルに対して、より実効的な法執行が可能となり、取引の適正化と消費者被害の未然防止により、消費者利益の保護が可能となる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	規制の便益に関しては、所要の措置を講ずることによって、訪問購入をめぐる消費者トラブルに対して、より実効的な法執行が可能となり、取引の適正化と消費者被害の未然防止により、消費者利益のより一層の保護が可能となる。 他方、規制の費用に関しては、まず規制の内容①②については、法の委任範囲の中で規制の対象とする必要性のないものについては適用から除外をするものであり、これら内容を法の規制対象とした場合と比較すれば、費用が増大するものではない。また、規制の内容③については、法の施行のために必要があると認められる場合のみ行われるものであり、重要事項につき適正なことを告げる者や適正に業務を営む購入業者と取引を行う第三者には特段の費用は発生せず、法の実効性の担保のための必要最小限の措置であるといえる。
有識者の見解その他関連事項	特になし。
レビューを行う時期又は条件	改正法の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
備考	特になし。